

## 第4章 航空災害対策計画

## 第1節

# 航空災害予防対策

【本庁】危機管理部、消防本部

【関係機関】

- ・国（東京航空局福島空港出張所）
- ・県（危機管理部、いわき地方振興局）、警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

## 1 計画の目的

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るための対策について定めるものとする。

## 2 予防対策

### (1) 連携体制の強化

ア 県または市は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村等との応援協力体制の整備を図る。

イ 県または市は、災害時応援協定に基づき迅速な対応が行われるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて災害対応業務に習熟しておく。

### (2) 防災情報通信網等の整備

市は、迅速かつ的確に災害情報等を住民や防災関係者等に周知するため、防災行政無線（同報系、移動系）、衛星携帯電話、防災メール、緊急速報メールなど特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。

#### ① 市防災行政無線施設の整備

航空災害の情報や避難指示等の内容を周辺住民等に迅速かつ的確に周知または伝達するため、屋外拡声子局の整備を行うほか、各防災関係機関や公共施設には戸別受信機を、また、自主防災組織の代表や民生委員には防災ラジオを貸与する。

#### ② 移動系無線の整備

災害対策本部と災害現場や各避難所等との双方向通信手段を確保し、被害や避難状況などの情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、移動系防災行政無線を整備する。

#### ③ 衛星携帯電話の整備

災害対策本部と防災関係機関等との双方向通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備する。

#### ④ 携帯電話のメール機能の活用

航空災害の発生や避難指示等の発令情報を周辺住民等に迅速に周知または伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能や防災メールにより配信する。

#### ⑤ FMいわきへの緊急割込み放送の実施

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、航空災害の発生に伴う周辺住民等への避難指示等の緊急情報について、FMいわきへ緊急割込み放送を行う体制を整備する。

#### ⑥ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

### (3) 救助・救援及び医療救護体制の整備

市及び防災関係機関は、航空災害により多数の負傷者が発生した場合を想定し、救急・救助体制及び医療救護体制を整備し、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

#### ① 医療関係団体等の役割

医療機関及び医療関係団体等は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、航空災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努めるほか、医療器材や医薬品の確保に努める。

#### ② 県の役割

- ア 救急医療連絡体制の確立（災害拠点病院の指定等）
- イ 救急救命士の救命技術の高度化
- ウ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- エ 医療器材等の供給に係る協定締結
- オ 福島県消防防災ヘリコプターの運用に係る連絡体制等の確立

#### ③ 防災関係機関の役割

医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、市、医療機関や市医師会等医療関係団体等が連携できるよう、平時から情報の共有を図り、協力体制の確立に努める。

#### ④ 市の役割

- ア 航空機の墜落等に伴う大規模な火災が発生した場合を想定した救出体制を検討しておく。
- イ 迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。
- ウ 医療機関との連携体制

多数の負傷者が発生した場合の救急搬送を、迅速かつ的確に行うため、市医師会や市病院協議会等との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

エ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社福島県支部、市医師会等医療関係団体、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

オ 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行うことができるよう体制を整備する。

カ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、いわき市緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。

**(4) 防災訓練の実施**

県、市及び防災関係機関は、航空災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努める。

## 第2節

# 航空災害応急対策

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対消防本部

【地区本部】 総務班、避難所班、消防班

【関係機関】

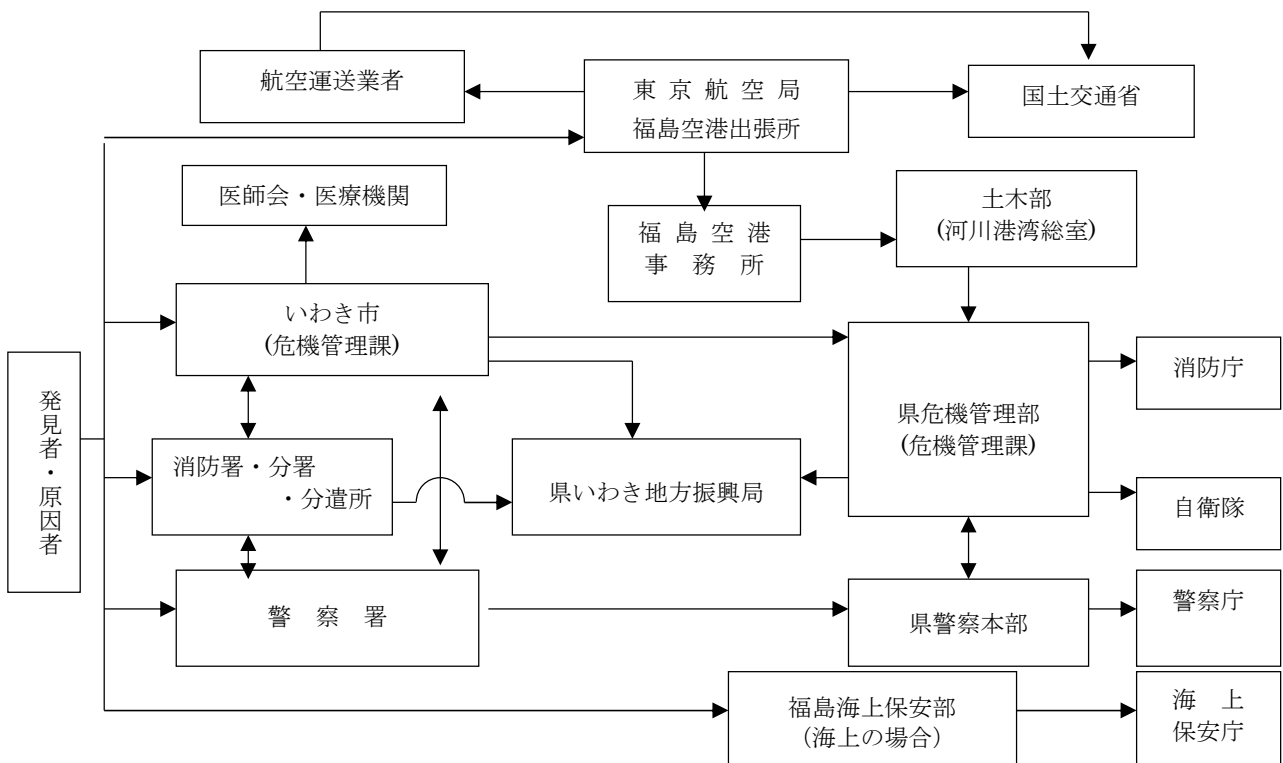
- ・国（東京航空局福島空港出張所、福島海上保安部、自衛隊）
- ・県（危機管理部、いわき地方振興局）、警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

## 1 災害情報の収集伝達

### (1) 災害情報の収集

ア 航空災害対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、以下の図による。

【航空災害情報伝達系統】



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

- イ 地区本部は、発災初動期における被害情報を集約し、災対統括部に報告する。
- ウ 災対統括部は、災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、ただちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」(P18参照)に準じ、いわき地方振興局を通じて県(危機管理課)へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」(P20参照)に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(危機管理課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後も引き続き報告を行う。
- エ 消防本部は、初動時に火災が多発あるいは多数の死傷者が発生した場合、その状況をただちに総務省消防庁及び県(危機管理課)に報告する。
- オ 災対統括部は、避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

## (2) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ア 防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)による情報伝達
- イ 防災行政無線電話応答サービスによる情報伝達
- ウ ラジオ(FMいわきへの緊急割込み放送を含む。)
- エ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- オ 携帯メール(緊急速報メールや防災メール)による情報伝達
- カ SNSを活用した情報発信
- キ サイレン等による情報伝達
- ク テレビのデータ放送(Lアラートの活用)

## 2 活動体制の確立

### (1) 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後すみやかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、乗客の避難、災害の拡大防止のための必要な措置を講じるとともに、東京航空局福島空港出張所、県警察本部、消防本部等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

### (2) 県の活動体制

- ア 災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、事前配備体制、警戒配備、特別警戒配備へ移行し、職員の動員配備を行うなど必要な措置を講じる。

イ 災害の規模または被害の状況等から、必要があると認める場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

### (3) 市の活動体制

#### ① 災害対策本部・地区本部の設置

##### ア 設置基準

市長は、市の地域で航空災害が発生し、必要と認めたときは、災対法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部を、また航空災害の発生した地域を管轄する支所には災害対策地区本部を設置する。

職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。ただし、災害の特殊性を考慮し、本部長の指示により配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

		配 備 内 容		
		配備時期	参集職員	災害対策本部
配 備 体 制	警戒 体制	航空災害発生の連絡を受けたとき	危機管理部長 危機管理部次長 危機管理課長 災害対策課長 部等非常連絡員（総合政策部、総務部、保健福祉部、こどもみらい部、生活環境部、土木部、都市建設部、教育委員会、消防本部） 危機管理部（危機管理課、災害対策課） 総合政策部（広報広聴課） その他各部長が指名する者 災害対策地区本部（総務班）	各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第 1 配備体制に円滑に移行できる体制とする。
	第 1 配備 体制	航空災害に伴い、避難指示を発令したとき	（上記に加え） 市長 副市長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 生活環境部長 土木部長 都市建設部長 教育部長 危機管理課、災害対策課の全職員 各部長が指名する者 地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所班員	航空災害の規模により、必要があれば地震・津波に係る災害対策本部の第 2、第 3 配備体制に準じて災害対応に必要な職員を参集する。

※ 災害対策地区本部については、航空災害が発生した地域を管轄する地区に限る。

##### イ 職員の参集時期

- a 警戒体制については、航空災害発生の連絡を受けたとき
- b 第 1 配備体制については、市長が必要と判断したとき

##### ウ 災害対策本部等の設置場所

- a 災对本部は、市役所本庁舎に設置する。
- b 本部長は、必要と認めたときは、現地対策本部を設置するものとし、副本部長の中から本部長が指名するものが現地対策本部長の任務にあたる。

c 地区本部は、本庁舎または文化センター（平地区本部）若しくは各支所庁舎に設置する。

#### エ 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められたときは、災対本部、現地対策本部及び地区本部を解散する。

#### オ 設置及び廃止の通知

市長は、災対本部、地区本部を設置し、または廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

#### カ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長（危機管理部担当）

第2順位 副市長

第3順位 代表監査委員

第4順位 教育長

第5順位 危機管理部長

#### キ 災害対策地区本部

地区本部長は、災害対策を実施する上で、緊急事態等で災害対策本部に連絡するいとまがないとき、あるいはできない場合は、自らの判断により応急対策を実施する。

地区本部長が不在の場合は、副本部長となる支所次長または消防署長等が指揮命令を行う。

#### ク 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けられないとき、またはそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

### ② 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、自主防災組織等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長または地区本部長があらかじめ指示する職員とし、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地区の被害状況の調査を行う。

### ③ 相互応援協力

市長は、市の消防力では十分な応急措置の実施が困難と判断したときは、応援協定締結自治体に対し応援を要請する。

### ④ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要があると判断したときは、いわき地方振興局を經由して知事に自衛隊の派遣要請をするよう求める。

### **3 搜索、救助・救急及び医療救護活動**

#### **(1) 東京航空局福島空港出張所**

航空機事故に係る火災が発生したときは、消防本部等の協力を得て消防活動を実施する。

#### **(2) 福島海上保安部**

ア 海上において航空機事故が発生したときは、すみやかに巡視船艇、ヘリコプター等による搜索活動を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、すみやかに巡視船艇等による消火活動を行うとともに、必要に応じて市消防本部など関係機関に応援を要請する。

ウ 航空機燃料等の危険物が海上に排出されたときは、周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を講じる。

#### **(3) 県、県警察本部**

ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターやドクターヘリによる搜索、救助、消火、偵察等を実施する。

イ 県警察本部は、海上保安部や消防本部等と連携し、救出救助活動を行うほか、災害の拡大防止及び交通の確保のため、住民等の避難誘導、交通規制など必要な措置を講じる。

ウ 市長から要請があったときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

#### **(4) 市**

##### **① 搜索、救助・救急及び医療救護活動**

災対消防本部は、福島海上保安部、自衛隊、県警察本部、消防団等と連携を図りながら、負傷者等の救助を行う。

##### **② 消火活動**

災対消防本部は、火災発生の連絡を受けたときは、すみやかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

### **4 交通規制措置**

ア 県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講じる。

イ 県公安委員会は、災害応急対策を行うため緊急の必要があると認めるときは、現場周辺道路の管理者に対し、災対法第76条の7各項に基づく措置を講じるよう要請する。

## 5 災害広報

---

市（災対総合政策部広報広聴班）は、県や関係機関等と連携し、航空災害の状況、安否情報、避難の必要性、周辺道路等の交通規制、火器使用の制限または禁止等の危険防止措置の内容などきめ細かな情報を防災行政無線、テレビ（Lアラートを活用したデータ放送を含む。）、ラジオ（FMいわきの緊急割込み放送を含む。）、ホームページ、防災メール、SNS等の多様な手段を活用して伝達を行う。